

住まいの地震保険へのご加入をおすすめします。

地震保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払い例



①地震で火災がおこり建物が焼けた



②地震で建物が倒壊した



③津波により建物が流された

火災保険では、
①地震等による火災（およびその延焼・拡大損害）によって生じた損害
②火災（発生原因の如何を問いません）が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害
はいずれも補償の対象となりません。
これらの損害を補償するためには、地震保険が必要です。

お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者（補償を受けられる方）の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 地震等の際における紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる事故
- 地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

地震保険のお支払金額

損害の程度	建 物	家 財
全 損	ご契約金額の100%（時価が限度）	ご契約金額の100%（時価が限度）
半 損	ご契約金額の 50%（時価の50%が限度）	ご契約金額の 50%（時価の50%が限度）
一 部 損	ご契約金額の 5%（時価の5%が限度）	ご契約金額の 5%（時価の5%が限度）

建物の「全損」「半損」「一部損」

全 損



地震等により損害を受け、①主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合

半 損



地震等により損害を受け、①主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、①主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき

家財の「全損」「半損」「一部損」

全 損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合

半 損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の30%以上80%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円（平成22年1月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。

※イラストはイメージ図です。

地震保険のご加入にあたって

地震保険をおつけになれるもの

居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
家 財（ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は除かれます。）

※店舗や事務所のみに使用されている建物、およびその建物に収容されている営業用什器・備品や商品などの動産は地震保険の対象にはなりません。

地震保険の保険金額（ご契約金額）

建物・家財ごとに火災保険の保険金額（ご契約金額）の30～50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額（ご契約金額）を定めていただけます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。（地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。）

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。
住まいの火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。
住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険のご契約期間の途中から地震保険をご契約になることができますので、ご希望される場合には、お取り扱いの損害保険代理店または弊社までご連絡ください。

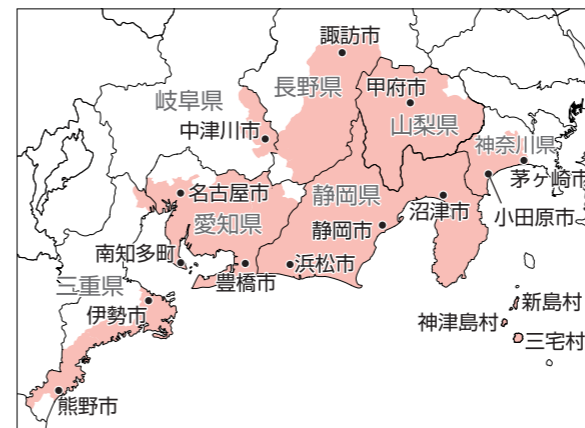
※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険（新規・増額）はお引き受けできません（前年同条件での更改契約を除く）のでご注意ください。

（参考）東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成21年4月1日現在）

都 県	市	町	村
東京	〈村〉	新島、神津島、三宅	
神奈川	〈市〉	平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄	
	〈町村〉	高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮；足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原	
山梨	〈市〉	甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央	
	〈町村〉	西八代郡＝市川三郷；南巨摩郡＝増穂、鯉沢、早川、身延、南部；中巨摩郡＝昭和；南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖	
長野	〈市〉	岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野	
	〈町村〉	諏訪郡＝下諏訪、富士見、原；上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿	
岐阜	〈市〉	中津川	
静岡		全 域	
愛知	〈市〉	名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富	
	〈町村〉	愛知郡＝東郷、長久手；海部郡＝七宝、美和、甚目寺、大治、蟹江、飛鳥；知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；幡豆郡＝一色、吉良、幡豆；額田郡＝幸田；西加茂郡＝三好；北設楽郡＝設楽、東栄；宝飯郡＝小坂井	
三重	〈市〉	伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩	
	〈町村〉	桑名郡＝木曾岬；度会郡＝大紀、南伊勢；北牟婁郡＝紀北	

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成21年4月1日付け告示（内閣府告示第15号）に基づくものです。なお、市町村名は平成21年4月1日現在で表記しています。



地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります（地震保険の保険期間の開始日によって適用できる割引が異なります。）。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料^{（注）}の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

- ①免震建築物割引：30%
（平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合
- ②耐震等級割引：10～30%
（平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合
国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合
- ③耐震診断割引：10%
（平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合
- ④建築年割引：10%
（平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）
昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

上記①～④の割引は重複して適用を受けることはできません。

詳しくはお取り扱いの損害保険代理店または弊社にお問い合わせください。

（注）所定の確認資料とは下記のをいいます。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、当該住宅に関わる保険証券等（写）を確認資料とすることができます。

免震建築物割引・耐震等級割引

建設住宅性能評価書（写）（未交付の場合は設計住宅性能評価書（写））、耐震性能評価書（写）（耐震等級割引の場合に限ります。）

耐震診断割引

耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写）

耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項*の規定に基づく証明書）

※平成19年4月の法改正により、同附則は第7条第5項に変更
建築年割引

建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等*1が発行*2する書類（写）または宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）

（ただし、いずれの資料も記載された建築年月により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）

※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

※2 建築確認申請書（写）など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちにお取り扱いの損害保険代理店または弊社にご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 建物の構造または用途を変更するとき（例：併用住宅が専用店舗に変わった場合等）
- (2) 引越し等により家財などを他の場所に移転するとき
また、ご契約者の住所が変更となるときや、建物などを売却・譲渡等するときも、お取り扱いの損害保険代理店または弊社にご通知ください。